

仕様書（案）

1. 件名

歴史的景観形成制度導入に係る検証調査委託

2. 目的

谷中地域では、建造物等の老朽化・更新、祭礼等地域行事の担い手不足等により、地域固有の景観、生活文化などの資源が失われつつある。本業務は、谷中地域の資源である建造物、伝統的行事、地域住民の生活・活動等を総合的に把握し、これらを保全・活用するためのまちづくり手法等に関する検証及び調査業務である。

3. 対象区域

台東区谷中地域内「朝倉彫塑館通り」沿道地区の関係範囲として、谷中全域、上野桜木全域、池之端三・四丁目（谷中地区まちづくり協議会範囲）、地域の歴史や生活文化の把握として必要な場合、台東区全域及びその周辺に及ぶ。

4. 業務内容

- (1) 地域の歴史・生活文化を反映した景観まちづくりのための制度の検証及び調査。
 - ・谷中地域に適用しうる既存制度の活用可能性又は新たな制度導入の可能性について検証し、必要な調査を行う。
 - ・まちづくりを効果的に進めていくための、関係者(行政、住民、関係団体等)の役割と協働体制についての検討を行う。
 - ・上記を踏まえ、地域に適した歴史的景観形成の制度の策定に必要な準備を行う。

- (2) 地域の歴史・生活文化を反映した景観形成に資する建造物や地域活動等の指定基準、改修指針等の検討
 - ・過去調査をもとに、地域における歴史・生活文化に関係性の強い建造物の現況の整理、分析を行う。
 - ・地域の歴史・生活文化との関係性を考慮した上で、谷中地域で保全していく価値の高い建造物の候補リストの作成及び優先順位の条件整理を行う。
 - ・建造物と地域活動等との関係を含めて整理する。
 - ・建築年代、構造、用途、所有形態等、根拠資料に基づいた基本情報の整理。

- (3) 地域の歴史・生活文化及び景観形成に係る建造物等の改修等にかかる事業費検討

- ・歴史・生活文化及び景観形成に係る建造物等に対する公的改修支援の上限検討のための事業費等の検討を行う。
- ・類似事例の収集整理を行う。
- ・その他、公共施設、観光案内施設等の整備事業費の検討等を行う。
- ・指定のための調査が足りない場合は、段階的な調査計画を策定。

(4) 地域の歴史・生活文化の景観を生かしたまちづくりのための周知活動・意見交換支援

- ・谷中地域関係住民（谷中地区まちづくり協議会の範囲内に土地建物を所有する地権者及び居住者等）を対象に、地域の歴史・生活文化の景観を生かした制度導入に関する周知活動及び意見聴取のための意見交換会の開催支援（年1回以上）を行い、住民・団体・行政の協働による計画づくりを推進する。
- ・周知活動の一環としてシンポジウムの開催支援を行う（年1回以上）。
- ・特に、地域の歴史・生活文化の特徴を示す建造物の所有者等関係者に対し、説明会や勉強会の開催を通じて、理解と合意形成を図る。

(5) 地域勉強会等の開催補助及び資料作成支援

- ・前年度から継続して実施する地域勉強会の運営支援として、資料作成、出席、記録作成を行う（年4回程度）。
- ・上記の調査および検討結果を取りまとめた資料を作成する。

(6) その他、区の指示する事項

5. 業務報告

本業務内容をまとめた報告書について、以下部数提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| ア 業務報告書（A4版縦、左綴じ製本、カラー印刷） | 2部 |
| イ 電子データ（CD-R） | 1部 |

※紙による報告書の印刷物は、古紙配分率が高く、白色度の低いものの使用に努めること。印刷物には、可能な限り古紙配分率を表示すること。

6. 履行期間

本委託の履行期間は、契約締結日から令和9年3月5日（金）までとする。

7. 履行場所

台東区都市づくり部地域整備第三課
東京都台東区東上野四丁目5番6号

8. 提出書類

- (1) 主任技術者の届出（経歴書を添付）
主任技術者は本検討を行うのに必要な経験と能力を有するものでなくてはならない。
- (2) 着手届（工程表を添付）
- (3) 実施計画書（3.業務内容（1）～（5）にかかる詳細、その他調査の実施に必要な事項を記載）
- (4) 完了届
- (5) その他、区の指示する書類

9. 貸与品

受託者は、貸与品について、常にその管理状況を明らかにし、契約期間満了後においては速やかに区に返却しなければならない。

10. 支払い

業務終了後、受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

11. 個人情報に関する取扱いについて

受託者は、本契約の履行にあたり、「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

12. その他

- (1) 費用負担
本契約に関する全ての費用は受託者の負担とする。
- (2) 軽微な変更
業務箇所及び業務方法に変更が生じた場合には、区は受託者に対して、事前に協議の上、実施するものとする。
- (3) 報告及び打合せ
作業の報告及び打合せは、進捗状況に応じて行うこと。また、記録の整理は受託者が行い、区が指示したときは提出すること。
- (4) 手直し
業務が完了し、成果品の引き渡し後、内容に不備不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (5) 疑義の解釈等
この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び本業務の施行の細目については、区と協議すること。また、この仕様書に定めのない事項につ

いては、東京都又は台東区標準仕様書によること。

(6) 注意事項

- ア 受託者は、成果物の著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の外、第2章第3節第3款に規定する権利（著作権）を区に無償で譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関し、区の同意なく著作権法第2章第3節第2款に規定する公表権等の権利（著作者人格権）を行使しないものとする。
すでに公表されているものを除き、本件受託にあたって知り得た全ての情報は、本区に帰属するものであり、漏洩の防止その他適切な管理を行わなければならない。また、本区の事前の同意なしには、何人に対しても情報提供を行ってはならない。
- ウ 受託者は、本業務で知り得たすべての情報について守秘義務を負うものとする。
- エ 受託者は、業務終了後、区が貸与した資料等を速やかに返還すること。また、当該資料等は、区の承認を得ずに公表、貸与、又は使用等してはならない。
- オ その他、本仕様書に定めのない提出書類等は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」による。

(7) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(8) 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(9) カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行に当たっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字

についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体(ユニバーサルデザインフォント等)を使用するよう努めること。

(10) 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

13. 担当

台東区役所都市づくり部地域整備第三課

電話番号 03-5246-1365 (直通)

FAX 番号 03-5246-1359